

◎ギャンブル等依存症対策基本法案新旧対照表

○内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）（抄）（附則第二項関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（所掌事務）            第四条〔略〕</p> <p>2 〔略〕</p> <p>3 前二項に定めるもののほか、内閣府は、前条第二項の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。            一 四十六の二 〔略〕</p> <p>四十七 <u>ギャンブル等依存症対策推進基本計画</u>（ギャンブル等依存症対策基本法（平成二十九年法律第 号）<u>第十一</u>条第一項に規定するものをいう。）の策定及び推進並びに同法第二十四条第一項の連絡調整の確保に関すること。</p> <p>四十七の二 〓六十二 〔略〕</p> <p>（設置）            第三十七条 〔略〕</p> <p>2 〔略〕</p> <p>3 第一項に定めるもののほか、別に法律の定めるところにより内閣府に置かれる審議会等で本府に置かれるものは、次の表の上欄に掲げるものとし、それぞれ同表の下欄に掲げる法律（これらに基づく</p>	<p>（所掌事務）            第四条 〔略〕</p> <p>2 〔略〕</p> <p>3 前二項に定めるもののほか、内閣府は、前条第二項の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。            一 四十六の二 〔略〕</p> <p>〔新設〕</p> <p>四十七 〓六十二 〔略〕</p> <p>（設置）            第三十七条 〔略〕</p> <p>2 〔略〕</p> <p>3 第一項に定めるもののほか、別に法律の定めるところにより内閣府に置かれる審議会等で本府に置かれるものは、次の表の上欄に掲げるものとし、それぞれ同表の下欄に掲げる法律（これらに基づく</p>

命令を含む。)の定めるところによる。

〔略〕	ギャンブル等依存症対策関係者会議	原子力委員会	〔略〕
〔略〕	ギャンブル等依存症対策基本法	原子力基本法及び原子力委員会設置法 (昭和三十年法律第百八十八号)	〔略〕

命令を含む。)の定めるところによる。

〔略〕	〔新設〕	原子力委員会	〔略〕
〔略〕	〔新設〕	原子力基本法及び原子力委員会設置法 (昭和三十年法律第百八十八号)	〔略〕